

春日部市法人市民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

春日部市法人市民税の特例に関する条例（平成17年条例第76号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(法人税割の税率の特例) 第2条 昭和51年5月1日から <u>平成28年4月30日</u> までの間に終了する各事業年度分の法人税割の 税率は、市税条例第34条の4の規定にかかわら ず、100分の14.7とする。	(法人税割の税率の特例) 第2条 昭和51年5月1日から <u>平成23年4月30日</u> までの間に終了する各事業年度分の法人税割の 税率は、市税条例第34条の4の規定にかかわら ず、100分の14.7とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。